

ご利用者様アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

★アンケート解答★

<身体介護>

1 (○) 歯磨きなど口腔ケア

2 (○) 爪切り

3 (×) 散髪

4 (○) 湿布の貼付

5 (○) 体温測定・血圧測定

6 (×) 入院中の付き添い

7 (×) ヘルパーの車に乗せてもらう

8 (×) ヘルパーに救急車に同乗してもらう

<生活援助>

9 (○) 電球の取り換え

10 (○) 本人の布団干し

11 (×) 花木への水やり、草むしり

12 (○) 薬を受け取りに行く

13 (×) おせち等の特別な料理

14 (×) ペットの世話

15 (×) エアコンや換気扇の掃除

16 (×) 本人不在時のサービス

～できない理由～

- ・ 3 → 理・美容の資格を持っていないため、ヘルパーが行うことは認められません。また、美容院等への移動介助を介護保険で算定できることも認められません。
- ・ 6~8 → ヘルパーは在宅介護の仕事ですので、入院中の付き添い、ヘルパーの車や救急車に同乗する、とういうことは、そこから先介護保険サービスから外れます。
- ・ 11,14 → 訪問介護が行われなくても、日常生活を営むのに支障がないと判断される行為のため、認められません。

- ・ 13,15→日常的に行われる家事の範囲を超える行為であるため、認められません。
- ・ 16 → 訪問サービスは本人の安否確認や健康チェックなども併せて行うべきものであるため、本人が不在の居宅に訪問してサービスを行うことは介護保険の給付対象外となります。

このように、介護保険で提供される訪問介護サービスは、便利なようで実は不自由な面も多いものです。しかし介護保険は「要介護者」の「介護」を社会全体で支える制度です。自立した方も含めた「高齢者」の「全体生活」を支える制度ではありません。そのために、こうした細かい規定があるのです。

介護保険で対応出来ないサービスについては担当のケアマネージャーにご相談ください。